

2021年10月13日

労働基準法違反申告書

東京都中央労働基準監督署長 殿

労働基準法違反の事実があるので、労働基準法第104条第1項に基づき、下記のとおり申告いたします。貴署におかれましては直ちに事実確認の上、違反事実を是正すべく職権の発動をいただきますようお願い申し上げます。

1. 申告者 郵便番号
住所
氏名 首都圏青年ユニオン連合会
執行委員長
同組合員

2. 違反者 所在地 東京都中央区銀座一丁目22番11号2階
電話番号 03-6869-6508
名称 株式会社 ZERO-1 Holdings
法人の場合の代表者 (代表) 八代 和士

3. 違反者の業種、従業員数など
コンサルティング業、芸能プロデュース業
従業員数 不明

4. 労働基準法違反の事実
申告者に対して、違反者は下記の違反行為をした。
第24条違反(賃金の未払い)
違反者は、北條氏に対し賃金を支払っていないもの

貴署におかれましては、上記労働基準法違反の事実の調査と違反に対する必要な権限行使を速やかに行われるように求めます。

5. 今回の申告への対応について

これまで、当組合といたしましても、団結権、団体行動権、団体交渉をはじめとする請求を進めてきたところ、同法人の弁護士とのやり取りの中において、未払い賃金と、同法人が被った損害賠償請求を相殺する旨の提案を受けております。（弁護士からの回答書面を添付いたします）

つまり、弁護士からの回答書では、未払い賃金の存在を同法人も認めているところですが、未払い賃金と損害賠償を一方向的に相殺できる正当な理由もありません。

従いまして、貴署におかれましては、厳しい態度で臨まれますことを要請いたします。